

子ども・子育て支援金の保険料 (令和8年度)

子ども・子育て支援金制度の運営のために、令和8年度から、保険料として子ども・子育て支援金(子ども分)のご負担をお願いすることとなりました。ご理解とご協力をお願いします。

※医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金制度について

国が少子化対策の強化として行う、こども未来戦略「加速化プラン」の財源の一部として、こどもや子育て世帯を全世代で支える新しい分かち合い・連帯を仕組みとする制度です。



●保険者は「子ども・子育て支援金」の代行徴収のような位置づけになります。みなさまからお預かりした大切な支援金は「支援納付金」として国へ納付することになります。

子ども・子育て支援金の使われ方

次の6つの事業に使われます

◆児童手当の拡充 (令和6年10月分から)

- 所得に関係なく、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生世代まで延長します。 など

◆妊婦のための支援給付 (令和7年度から制度化)

妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している「こどもの人数×5万円」を支給します。

◆出生後休業支援給付 (令和7年度から実施)

「出生後休業支援給付」を創設し、こどもの出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

◆育児時短就業給付 (令和7年度から実施)

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間で時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

◆こども誰でも通園制度 (令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用(こども1人当たり10時間/月)できる制度です。

※利用時間は、市区町村によって異なる場合があります。

◆育児期間中の国民年金保険料免除 (令和8年10月から実施)

国民年金の第1号被保険者を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

お問合せ

子ども・子育て支援金については こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272
 保険料については 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎0776-54-6330

後期高齢者医療制度の保険料に関するご案内

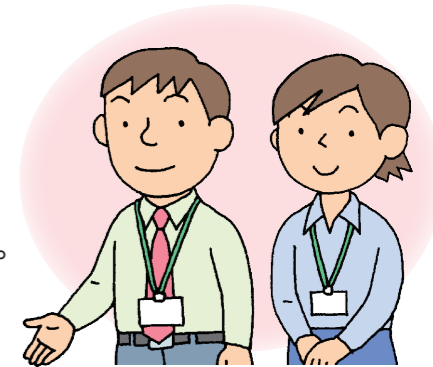
令和8・9年度の保険料率を改定しました

保険料率の改定

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、保険料率も2年ごとに見直すこととされています。

今回の保険料率改定により、医療分の所得割率は1.13%、被保険者均等割額は4,440円引き上げとなります。これは、医療費の増加に加え、物価上昇などの影響による診療報酬の引き上げや、現役世代の負担軽減のため高齢者負担率が12.67%から13.27%に引き上げられたことなどによるものです。そのほか、前回の改定で保険料率を据え置いたことも、今回の引き上げの要因のひとつです。

また、子ども・子育て支援金分(子ども分)として所得割率0.26%、均等割額1,300円が新たに賦課されることとなりました。



令和6・7年度の保険料率	
所得割率	9.7%
被保険者均等割額	49,700円



令和8年度の保険料率		
所得割率	医療分	10.83%
	子ども分	0.26%
被保険者均等割額	医療分	54,140円
	子ども分	1,300円

令和6・7年度の一人当たり平均保険料額(年額)	
	81,587円



令和8年度の一人当たり平均保険料額(年額)	
医療分	94,086円
子ども分	2,276円

※子ども分の保険料率は、令和10年度まで段階的に引き上げられます。

保険料賦課限度額の改定

国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

令和7年度	
	80万円



令和8年度	
医療分	85万円
子ども分	2万1千円

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員同額の「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合わせた額となります。均等割額と所得割率は2年ごとに見直されます。



1人当たりの保険料
●上限額（賦課限度額）が決められています

均等割額
被保険者全員が均等に負担

所得割額
所得に応じて負担
〔(総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率〕

年金収入だけの被保険者は、収入額が153万円以下の場合、所得割額は課されません。

基礎控除額は所得により次のように変わります。

被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

保険料には軽減措置があります

保険料には次の軽減措置があります。軽減にあたり、あらためて手続きをしていただく必要はありません。



① 均等割額の軽減措置

世帯の所得水準によって、保険料の均等割額が下記のとおり軽減されます。
※世帯主が75歳未満の場合も、軽減判定時は世帯主の所得が合算されます。

令和8年度改正

被保険者本人並びに世帯主及び同一世帯内の別の被保険者の、総所得金額等の合計額が次のいずれかの場合	軽減割合	(医療分) 軽減額	(子ども分) 軽減額
① 世帯の総所得金額等が43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1) 以下	7割 ^(※)	37,898円	910円
② 世帯の総所得金額等が43万円+ <<31万円×世帯に属する被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)>> 以下	5割	27,070円	650円
③ 世帯の総所得金額等が43万円+ <<57万円×世帯に属する被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)>> 以下	2割	10,828円	260円

(※)令和8、9年度については、医療分のみ高齢者の医療の確保に関する法律第18条に基づく7割軽減に加え、国の交付金により、さらに0.2割の軽減を行います(軽減額38,981円)。

② 被扶養者だった人の軽減措置

後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に、職場の健康保険の被扶養者だった人の保険料は、右記のとおり軽減されます。

均等割額	資格取得後2年間5割軽減(3年目以降は軽減なし)	所得割額	負担なし
-------------	--------------------------	-------------	------

①の軽減の対象となる人は、軽減割合が高い措置が適用されます。

●制度にかかる医療費負担のしくみ

医療費		医療給付費	
患者一部負担金 医療機関窓口での支払い分	保険料約1割 被保険者負担12.67%→13.27%へ引き上げ	後期高齢者支援約4割 各医療保険(健康保険、国保等)の被保険者(0歳~74歳)からの支援金(現役世代の負担軽減)	公費負担約5割 国・県・市町

※現役世代の負担軽減のため、被保険者負担(高齢者負担率)が引き上げられました。

単身世帯の計算モデル

(1) 本人の年金収入80万円【合計所得0円】(※均等割7割軽減)

		令和7年度	令和8年度
本人	医療分	14,900円	15,100円
	子ども分		300円

※令和8・9年度に限り、医療分のみ7割軽減に加え、国の交付金により、さらに0.2割軽減を行います。

(2) 本人の年金収入80万円 給与収入125万円【合計所得60万円】(均等割5割軽減)

		令和7年度	令和8年度
本人	医療分	41,300円	45,400円
	子ども分		1,000円

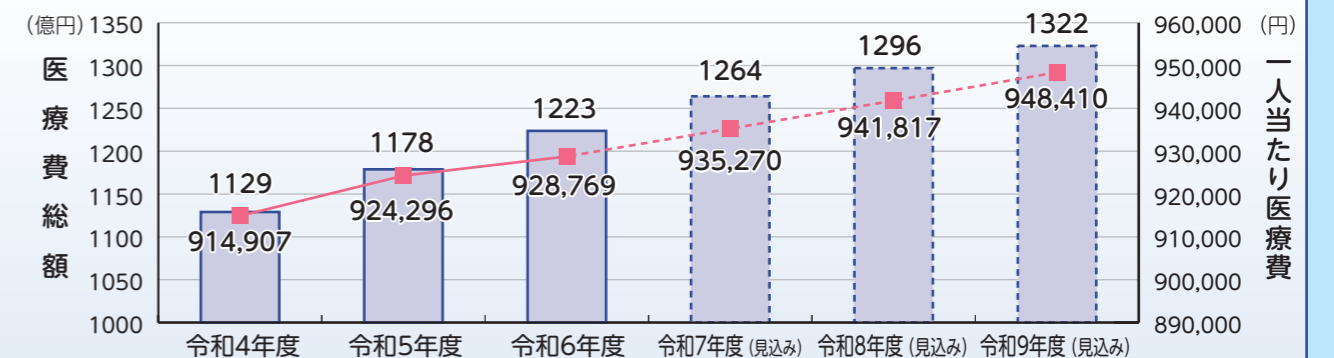
(3) 本人の年金収入250万円【合計所得140万円】(均等割軽減なし)

		令和7年度	令和8年度
本人	医療分	143,700円	159,100円
	子ども分		3,800円

(4) 本人の年金収入250万円 給与収入300万円【合計所得200万円】(均等割軽減なし)

		令和7年度	令和8年度
本人	医療分	337,700円	375,700円
	子ども分		9,000円

福井県後期高齢者医療広域連合の医療費の推移



※医療費総額、1人当たり医療費ともに増加が見込まれる